

國學院大學學術情報リポジトリ

Basic study on education institutions about kokugaku in modern Japan : from the perspective of "modern kokugaku and education"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001304

国学的教育機関に関する基礎的考察

―「近代国学と教育」の視座から―

藤田 大誠

【要旨】

本稿では、これまで近代日本における「教育と宗教」や「大学と宗教」といふ枠組みを前提として進められてきた先行研究に対する批判的検討に基づき、「近代国学と教育」といふ新たな視座を提示した。具体的には、近代において國學院（國學院大學）の経営母体であった中央（東京）の「皇典講究所」（本所）とともに、全国各地（地方）に設置された「皇典講究分所」や様々な神職団体が設立した「地方神職養成機関」を中核とする「国学的教育機関」といふ殆ど学界未知の研究対象に焦点を当てて、「職業資格の認定」付与に関する神職や教員の養成事業、さらには中等教育機関設置を含む普通教育に対する積極的な取り組みに注目した。その結果、中央・地方における国学的教育・神職養成機関の社会的役割とその意義を考察することの重要性が見い出されたが、各教育機関の質については、戦前期においても厳しい意見が出されてをり、大いに注意を要することを指摘した。

【キーワード】

近代国学と教育 国学的教育機関 皇典講究所・國學院大學 皇典講究分所 地方神職養成機関

一 はじめに

本稿の目的は、人文社会系、特に歴史系学問分野を横断する学際的視座として「近代国学と教育」といふ問題設定を試み、これまで殆ど未開拓の研究対象であった近代の「国学的教育機関」に関する予備的・基礎的考察を行ふことにある。

具体的には、従来「教育と宗教」や「大学と宗教」といふ枠組みを前提として進められてきた先行研究に対する批判的検討を行ひ、それらとは異なる新たな視座として「近代国学と教育」

といふ問題設定を打ち出す。その上で、近代において國學院（國學院大學）の経営母体であった中央（東京）の「皇典講究所」（本所）とともに、全国各地に設置された「皇典講究分所」をはじめとする神職団体が設立した「国学的教育機関」としての地方神職養成機関に焦点を当てて、「職業資格の認定」付与に関する神職や教員の養成事業、さらには中等教育機関設置を含む普通教育といふ社会的役割を浮き彫りにしたい。

因みにここでいふ「国学的教育機関」とは、近世に勃興して以来の、「神道」をその本質と捉へる日本の伝統的精神・文化

に関する総合的学問としての「国学」⁽¹⁾の近代的形態である「近代国学」⁽²⁾を中核理念に据えた教育機関を指すこととする。

二 「近代国学と教育」といふ視座

(一) 「教育と宗教」の観点では捉へ切れない「神道系大学」

近年、帝国大学における「宗教学」や「仏教学」、「神道学」などの学問形成、僧侶・宗教教師養成などを含む「宗教系（宗門系）大学」の在り方などを対象として、主に宗教史、仏教史、教育史などの観点から、「教育（大学）と宗教」といふ問題設定による検討が進められてゐる。これらの先行研究では、明治期に創立された私立の國學院（國學院大學）や官立の神宮皇學館（神宮皇學館大學）に言及する場合、「仏教系」や「キリスト教系」と同様に、「宗教系」といふ範疇内に分類される下位カテゴリーとしての「神道系（神社神道系）の高等教育機関（専門学校、大学）」として位置付けてきた。

現在、「神社」の大部分が「宗教法人」となつてゐることからすれば、「神道」を建学の精神とする國學院大學や皇學館大學を「神道系」大学と捉へることは至極妥当であるやうに見える。しかし、これら「神道系」の高等教育機関については、先述した「教育（大学）と宗教」といふ枠組みから歴史的に捉へる場合、いづれも例外的な扱ひとして言及されるばかりで、仏教系・キリスト教系の高等教育機関よりも考察の比重が極端に小さく、木に竹を接いだかの如き記述で甚だ座りが悪い位置付けに留まつてゐる。⁽⁴⁾要するに先行研究では、「神道系大学」の取り扱ひに甚だ苦慮してきた様子が見て取れる。これは、近代

における國學院、神宮皇學館の社会的意義が、「教育（大学）と宗教」といふ問題系では十分に回収出来ないことを示唆してゐる。

(二) 神社神道の公共性

「神道系大学」が「宗教系大学」の枠組みに収まりきらない理由としては、神社（神社神道）が、時代によりその在り方を変容させつつも、古代以来一貫して歴史的に持ち続けてきた国家的・公共的な性格が関係してゐる。⁽⁵⁾

歴史的に見て、仏教寺院や仏事・法会にも一定の公共性は発現してゐたといへるが、一般的により「公」的性格が強く、その土地との密着性や祭祀空間（境内）の開放性などの点において、それらと明確に区別される性質（国家的公共性）を持つてゐたのが、「神（カミ）を祀る空間」としての神社であり、そこに関はる祭祀であつた。

その意味で元来、国家的公共性といふ性質を持つ神社祭祀の担ひ手である神職は、僧侶や宗教教師とは異なり、所謂「脱私事化」といふ発想は希薄であつた。神職は、近代において公領域へのより積極的な参入（社会参加）⁽⁶⁾が目指された（或いは国家・政府より求められた）際においても、その実際の運動では、歴史的に有してきた公共性の〈再確認〉とその〈復興〉（近代の神道人による具体的な言葉としては「神祇官興復」）といふ志向性が強かつたといへる。このことは、現在の見地から見れば違和感を持つ向きもあらうが、少なくとも当事者の神職をはじめ、国家・政府、地方官などの為政者や地域社会の人々が共通して持つてゐた認識であつた。

かかる神社祭祀の公共性といふ歴史的「伝統」を前提としつ

つも、実情としては祭祀奉仕者（世襲社家もさることながら、特に社僧・供僧、影響力を行使してゐた寺院の僧侶）による「私有」や「私物化」の一面が露はなつてゐた神社の近世的形態を一掃し、その「公共性」を恢復することを目的として維新时期に「神仏判然（神仏分離）が行はれ、明治四年の社領土地や社家の世襲廃止などの措置によつて、神社は「国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有スヘキに非サル」空間、つまり国家的・公共的な祭祀空間であることが確認された。⁷⁾

さらにはこれ以後、「祭政一致」のスローガンに基づく維新政府による神祇祭祀興隆や国民教導に關する政策が、政府内における薩長（薩摩・長州）勢力のパワーバランスの変化を背景として朝令暮改的に目まぐるしく展開してゆく中で、真宗教団が「神道治教（非宗教）論」といふ戦略を打ち出し、さらに神道界内部の争ひ（祭神論争）の反省もあつて、明治政府は「神社非宗教論」へと舵を切ることとなる。⁸⁾

（3）「宗教」といふ枠組みからの解放

このやうに複雑な経緯を辿り、仏教や「教派神道」とは明確に区別された「国家ノ宗祀」としての「神社」の存在形態といふ問題が横たはつてゐるため、神社神道は、どうしても近代日本に新たに定着した舶来概念に過ぎない「宗教」の範疇からは食み出さざるを得ない面がある。

しかし、先述の如く、「教育と宗教」や「大学と宗教」の視座からは國學院や神宮皇學館の歴史的位置付けが困難である以上、「宗教」といふ枠組みとは別の視座が必要である。それ故、筆者は「近代国学と教育」といふ問題設定を行ふことにより、

先行研究の難点克服を図りたい。⁹⁾ 言ひ換へれば、「宗教」といふ枠組み・固定觀念に囚はれることなく、「学問」としての「近代国学」に着目する視座である。

近代の國學院や神宮皇學館を「神道系」とのみ捉へることは、誤りとまではいへないものの、その教育機関の性格や社会的役割を適切に把握するためには、この視点だけでは全く不十分であつて、どうしても「国学」（皇学）を中核理念に据ゑた「国学的教育機関」として捉へ直す必要がある。

さうすることによつて初めて、これらの教育機関における学問の性格や神職養成、教員養成、社会教育の実態、さらには普通教育（初等・中等教育）への眼差しについて、総合的に検討することが可能になる。また、別言すれば、かかる試みは、「国学的教育機関」を媒介として、近代日本においてともに国家的公共性を体現する場とされた「神社」（神社祭祀、神社神道）と「学校」（学校教育、學術研究）といふ二要素の関わり方や両者の社会的役割を明らかにすることもある。

近代の「神社神道」を一旦「宗教」といふ固定觀念の軛から解き放ち、¹⁰⁾ 総合的学問である「近代国学」といふ文脈から再検討することは、改めて〈官〉（国家的・政治的）、〈公〉（公共的・社会的）、〈民〉（私的・個人的）の位相での在り様や、これらが複合的・重層的に絡み合つた複雑な社会生活の実態を炙り出すことにも繋がる。¹¹⁾ 要するに、これまで殆ど未開拓であつた「国学的教育機関」といふ聊かマイナーな検討対象への地道な実証的アプローチは、大上段に構へて理論的に語る「ダイナミック」な研究からすれば取るに足りない、甚だ些末な事柄に見えるかもしれないが、所謂「国家神道」研究の方法論的転回に繋がる

可能性を十分に秘めてゐるものといへるのである。⁽¹⁵⁾

三 「国学的教育機関」に関する歴史的課題

(1) 明治期における「国学的教育機関」の変遷

明治維新以後の「国学的教育機関」の歴史を繙くと、明治初年における京都の皇学所・仮大学校（京都学校）、東京の大学校（本校）の挫折、さらには明治前期における東京大学文学部（後に帝国大学文科大学）附属古典講習科の廃止以降、「近代国学」を体现する人的資産の殆どは、明治十五年に国学的研究・教育機関として創立された皇典講究所、さらには同所を母体として同二十三年に設立され、当初から高等教育機関を志向した國學院（後の國學院大學）に引き継がれてゆく（帝国大学系国学と皇典講究所系国学の合流⁽¹⁶⁾）。つまり、明治国家の文明開化・西洋近代化路線が着実に進行する中で、国学者にとつての「舞台」は次第に失はれ、その国学的伝統を担ふ「最後の砦」として存在したのが、一私学の皇典講究所・國學院（また、後に官立となるが神宮皇學館も）であつた。⁽¹⁷⁾

夙に国文学者の阿部秋生は、「近代国学として重要なことは、近代の初・中等教育の中で、国学の復古的・国粹的古典觀・歴史觀が国民一般の間に普及浸透したことであろう」と記した。⁽¹⁸⁾ この指摘や近年の研究成果を踏まへるならば、維新时期以来の〈官〉における国学的高等教育機関はもとより、「近代国学最後の砦」たる〈民〉の「国学的教育機関」である皇典講究所・國學院大學が、近代日本における諸学問（近代人文諸学）の形成や各種教育（高等教育、普通教育、社会教育）の現場で果たし

た役割は、強ち無視出来ないものがある。⁽¹⁶⁾

(2) 神社や学校の現場への人材供給

「近代国学」や「国学的教育機関」に関しては事例研究が乏しく、その教育史的位置付けも明確ではない。先述の阿部秋生による指摘についても、現状では、それを裏付ける実証的研究はさほど無い。この点を立証するには大きく二つの課題があらう。第一に近代の国学者によつて編纂された国語・歴史・修身などの普通教育用教科書や参考書など諸テキストの内容と当時の社会的通念との関わりについて考察する必要がある⁽¹⁷⁾。また、第二に国学的教育機関における神職や教員の養成、即ち、近代日本における国家的公共性を体现する場であるとともに地域社会の公共的拠り所⁽¹⁸⁾ともなつた神社や学校の現場への人的供給の取り組みやその実態についての検討が挙げられる。

特にこの第二の課題は、近代日本社会の「教育資格の職業資格化」に伴ふ「職業資格の認定」付与機関⁽¹⁹⁾における社会的役割の考察であり、国学的教育機関における「専門職」の資格付与の実態解明に他ならない。橋本鉦市は「専門職」について、「高度に専門化した分野を基盤とする職業に限定するよりも、はるかに幅広」な視野の下に、「その職への就職が高等教育機関からの卒業証書を有する者に限られている職業のすべてを指す」というゆるやかな意味⁽²⁰⁾で捉へ、その養成は「高等教育」と「資格試験」によつて担はれると説明してゐる。この定義からすれば、國學院大學では、高等神職養成（卒業生に学階「学正」授与、即ち将来奏任待遇の官国幣社宮司・権宮司と成り得る者の養成をも含めた課程）や中等学校教員養成といふ、まさしく高等教

育における二大「専門職」養成を行つてゐたといへる。昭和四年段階における國學院大學では、最も高度な「大学」レベルの「学部」とともに、「専門部」(旧制「専門学校」レベル)に当たる大学附属の併設教育課程として三年制(同十二年に四年制に延長)の「神道部」(同二年に専門学校令による「神職部」を設置し、同四年に改称)や三年制(同三年、四年制に延長)の「高等師範部」(明治三十七年の専門学校令による「私立國學院」認可時の「師範部」を大正九年に改めた「高等師範科」が同十二年に改称)を設けてゐたのである。²³⁾

しかし、國學院大學や神宮皇學館大學といふ旧制の専門学校——大学レベルの高等教育機関を対象とするのみでは、「国学的教育機関」全体における神職養成・教員養成の全貌を捉へることは出来ない。その全貌を把握するには、國學院大學の経営母体であり、「本所」と呼ばれた「皇典講究所」(明治三十一年に財団法人)や全国各地に設置された「皇典講究分所」、さらには「分所」や地方神職会が設立、経営した各地の国学的教育・神職養成機関における多様な活動を視野に入れる必要がある。

(3)「学階」試験と神職養成

まづ、「神職養成」事業の方から見てゆく。

そもそも、明治十五年創立以来、皇典講究所(本所)並びに全国各地の皇典講究分所は、当初から内務省より「府県社以下神官撰挙」のための「神官試験」(同十九年以降、「学階」試験)執行の職任を付与され、「国学に関する学力を檢定」して「学階」(学正、司業)といふ神官・神職(明治四年段階では全て「神官」であつたが、同二十年に官国幣社では「神職」とな

り、同二十七年には府県社以下神社も全て「神職」とされ、「神官」は伊勢の神宮のみとなつた)の任用資格授与といふ役割を有してゐた。²⁴⁾「学階」は、あくまで「国学に関する学力」を檢定して与へられるもので、これが神官・神職の任用資格とされた。つまり、神官・神職は、単なる神社奉仕の特殊専門技術者ではなく、それ以前に当然「国学者」たるべき者であつた。学階試験の基本的枠組みは同十九年の「学階選叙式」によつて形成されたが、昭和十八年段階の檢定試験科目は「道義」「国文」「法制」「祭式」であり、同二十一年一月末日調べの「学階授与数」(明治三十五年や同三十九年の火災で台帳が焼失してをり、それ以前の詳細は知られず推定)に拠れば、「学正」は四千四百五十二人、「司業」は二万五千五百九十人に授与されてゐる。²⁵⁾

また、明治二十四年頃から、皇典講究所関係国学者らの校閲や講述による「学階試験科目全書」(古事記や日本書紀、古語拾遺、土佐日記、祝詞式などに関する学階試験用参考書)が多数編輯された。これらは以後、発行元などを變へて何度も版を重ねた。さらに、例へば『古道概要』が学階試験における道義科の用書や「各地神職講習会」の「教授用書」としてのみならず、「一般の人士をして、我が固有の道義の概要を窺知せしめむが為」に編纂せるもの²⁶⁾とされたやうに、国学的な古典の読み方を広く一般社会に普及したことが重要である。

なほ、昭和戦前期において試験檢定を受けることの出来る資格は、「学正」は基本的に中等教育機関卒業レベル、「一等・二等司業」は高等小学校卒業レベルとしてをり、また、無試験檢定を受けることの出来る資格は、「学正」が國學院大學の学

部卒業者にして祭式を修めた者、附属神道部本科卒業生、附属高等師範部卒業生にして祭式を修めた者で、「一等・二等司業」は皇典講究所の神職養成部卒業生であつた。⁽²⁵⁾

要するに皇典講究所は、「神職任用資格」の検定試験実施に授与といふ事業を大きな柱の一つに据ゑて出発したのであつた（つまり厳密に言へば、その出発点から「教育」を伴ふ「神職養成」を行つてゐた訳ではない）。そしてこれに加へ、明治三十一年に開かれた同所第二回評議員会において「神職志望者ノ為ニ必要ノ学科ヲ設置ノ件」が報告され、翌年の第三回評議員会で「神職ニ適応スベキ学科速成ノ目的ヲ以テ神職講習会ヲ設置」することが決議されたことで、同三十三年から「神職講習会」を開設して新たに「神職養成」の機能を持つこととなる。さらには同四十三年の「神職養成部」設置によつて初めて、内務省から委託された「神職養成」事業を行ふ神職養成機関の形式が整ひ、もう一つの大きな柱が建てられた。⁽²⁷⁾

つまりこの年、内務大臣より「本所」に神職養成事業が委託されたことに伴ひ、原則として「中学第三学年修了以上ノ者」を入学資格とする「神職養成部」（同三十三年から同四十二年まで開設された「神職講習会」を発展的に解消）が設けられ、そのうち神職教育科で判任待遇の神職を養成したのであり（大正八年、中等教育機関卒業生を一年制の甲種、中学第三学年修了の者を二年制の乙種と區別）、これは昭和二年の「國學院大學附属神職部」設置とともに閉鎖となるも、これとは別個に同四年より内務大臣の委託を受け、改めて二年制の「神職養成部」を開設し、尋常神職養成を行つたのである。⁽²⁸⁾

但し、「国学的研究・教育機関」としての「本所」における「事

業」の重要な柱はこの他にもあつた。昭和戦前期には、①國學院大學の経営、②学階試験の施行、③典故文献の研究調査、④講演及講習会の開催、⑤図書雑誌の出版頒布、⑥神職養成事業の六つが挙げられてゐる。⁽²⁹⁾ 近代の「国学的教育機関」は、高等教育機関経営や「神職養成」のみを行つてゐただけではなく、斯様に多彩な事業を展開してゐたのである。

（4）國學院の設立と中等教員養成

次に「高等教育」と「教員養成」の面に目を向けてみよう。

そもそも皇典講究所は、「大教宣布」に關する神道教導職が組織する国民教化の中央機関であつた神道事務局が明治九年、小学校教師を輩出する「師範学校」に倣つて「神道ノ興隆」のために神官・教導職を養成する機関として設置した生徒寮（不明な点が多く、その「教約」類にも変動があるが、神道事務局の本局・分局・支局に設置され、「小学卒業」の十四歳以上を生徒とし、最大八年間で卒業といふ規定であつた）を前身とする。⁽³⁰⁾ しかし皇典講究所は、神道事務局神殿の祭神を巡る「祭神論争」（大教院神殿以来の造化三神及び天照大御神の奉祀に關へ「幽冥主宰神」たる大國主神を合祀すべきか否かといふ神学論争で、勅裁にて宮中三殿遙拜に決す）の反省を踏まへ、「教学分離」（宗教的教義と学問（国学）の分離）に基づき、神道事務局生徒寮とは一線を画して明確に「非宗教的」な「国学的研究・教育機関」として同十五年に創立された。⁽³¹⁾

その背景には、「政教分離」（国家と宗教の分離）を目指す政府・内務省社寺局が、主に真宗教団によつて執拗に展開されてきた「神道非宗教論」を「神社非宗教論」として受容したこと

があり、同年一月二十四日には「祭教分離」（神社祭祀と宗教的教義との分離）の施策として内務省達乙第七号（神官と教導職の分離）が出されてゐる。皇典講究所創立の直接的契機となつた、内務卿松方正義が太政大臣三条実美に提出した同十四年七月九日付「皇典講究所設立のための御手許金下賜」の請願書では、「政教分離」を目指し「祭教学分離（「教義」と「学事」「祭儀」とを分離）が明確に謳はれた上で、「皇典講究所」設立のために皇室（宮内省）から特旨を以て若干の御手許金の下付を賜ひ、神道事務局以来の「旧典古儀修習ノ者」の訓育を拡充して同所に委ねるといふ構想が示された。

実際、同十五年二月に有栖川宮職仁親王を初代総裁に戴いて校地（東京市麹町区飯田町、大正十二年渋谷移転）に定め、「創建係」の国学者松野勇雄を中心に皇典講究所の組織や規則などが整備され、六月三十日に生徒を募集した。当初の生徒募集要項草案「皇典講究所生徒徵募概則案」⁽³³⁾には卒業後の「神官奉事」が義務付けられてゐたが、実際の募集時にはこの条件は外された。そして八月二十一日には、神道副総裁岩下方平が山田顕義内務卿に「皇典講究所設置願」を提出してこれが二十三日に聞き届けられ、神道事務局とは明確に分離された、専ら「国体講明・徳性涵養」を目的とする「国学的研究・教育機関」としての「皇典講究所」が正式に設立された⁽³⁴⁾。

宮内省の御下賜金や官国幣社など一般の寄附金を経済的基盤として出発した皇典講究所は当初、「小学卒業以上ノ学力」を有する満十五〜二十五歳の生徒を対象とする修業年限五年（予科二年、本科三年）、中等教育レベルの「生徒教養」を行つてゐたが（改正皇典講究所規則）、同二十三年には、この教育部

門を抜本的に改正して、「尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者」やこれと同等の学力を有する者を対象とした修業年限三年の國學院を設立し（國學院規則）、明確に高等教育機関を志向した（私立國學院）は同三十七年に専門学校令による専門学校となり、「國學院大學」に改称後は大正九年に大学令大学へと昇格⁽³⁵⁾。因みに、明治十七年には皇典講究所の「官立化運動」があり、また、同三十年前後の帝国議会においては「國學院国庫補助」建議が度々議決されたが、結局は実現しなかつた。⁽³⁶⁾

國學院では、当初から「普通教育（初等・中等教育）や「教員養成（師範教育）」への関心が高かつた。國學院発行『國學院雜誌』の「発刊の趣旨」⁽³⁷⁾には、「国史国文」の普及と研究が謳はれ、その上で、「此の目的を達せんには、まづ此の学問をして、真に普通教育の基礎たらしめんを要とす」と述べられてをり、これ以後も「普通教育」「師範教育」関連論考が掲載された。

なほ、明治二十年代に皇典講究所は、中学校を設立し経営に当たつてゐた。⁽³⁸⁾ 同二十一年、東京府の中等教育を補完する目的で、東京府立第一中学校教師であつた今泉定介と皇典講究所幹事松野勇雄の協議によつて皇典講究所内に「補充中学校」を設立した。同二十三年には「共立中学校」と改称して松野が校長となり、同二十六年の松野歿後は今泉が校長となつた。同二十七年には「城北尋常中学校」と改称して皇典講究所から離れて東京府管理へと移り、以後、「東京府立城北尋常中学校」、「府立第四中学校（現・東京都立戸山高高等学校）へと発展する。そして「私立國學院」は、明治三十二年四月五日の文部省令第二五号「公立私立学校・外国大学卒業生ノ教員免許ノ件」により私学を含む許可学校方式の無試験検定制度（師範学校・

中学校・高等女学校のいづれかの卒業証書を有し、文部大臣の許可を受けた公私立学校に三年以上在学して特定の学科目を履修した者が無試験で中等教員免許の検定を受けることが出来る制度が成立した際、東京専門学校（後の早稲田大学）や哲学館（後の東洋大学）とともに逸早く許可学校となつた。つまり、私学における「中等教員養成」(歴史、国語、漢文、修身、英語など)の開拓校の一つであつた。これが同三十七年の師範部、大正九年五月の高等師範科、同十二年の高等師範部へと繋がり、また、「学部」各学科をはじめ、「予科」や「附属神道部」などでも高等学校教員(学部卒業者)及び中等学校教員無試験検定が認められてゐた。昭和十五年までの國學院大學卒業者の進路記録には、「卒業者総数七千有余名中の大多数は教員にして、大学専門学校教授を初め、全国各中等学校に奉職するもの二千三百余名に及ぶ。其中校長は四十余名。次は神官神職にして神宮を初め全国各神社に奉仕するもの一千七百六十余名に達する」とあり、神職よりも遥かに多数の教員(初等・中等・高等の各教育機関)を輩出してゐたのである。^⑩

すでに先行業績^⑪はいくつかあるが、戦前における教員養成において、國學院大學がどの程度の存在感を示し得てゐたのかについての詳細な検討は、今後の重要課題といへる。

四 地方神職養成機関の社会的役割

(一) 近代的なプロセスを伴ふ神職任用制度

皇典講究所(本所)の「地方版」として全国各地に存在してゐた皇典講究分所や、「分所」と密接な関係を有してゐた同業

組合(ギルド)的組織である地方神職会などの設立した国学的教育・神職養成機関の社会的・教育的機能については、これまでに、「本所」にも増して殆ど未開拓の研究対象であつた。

近年、近代の「神職」や中央・地方の神職団体(神職会)Ⅱ 神社界を検討対象とする研究は増加傾向にあるものの、その殆どは、明治初年の「大教宣布運動」における神道教導職の拠点として設けられてゐた地方の「中教院」や「神道事務分局」を前身とする「皇典講究分所」の独自の性格やその社会的役割について言及することはない。また、これらの「分所」が基盤となつて組合的職能団体としての「神官(神職)管理(取締、督務、集議)所—神職会」の多くも生成し、「分所」との共存・棲み分けが図られたり(時には吸収、軋轢も生じた)、さらに神社協会や神宮奉斎会の支部、或いは「神道本局」をはじめとする「教派神道」とも併存してゐたこと(しかも人的に重なつてゐたことも多い)についても注意が払はれてゐない。

そもそも、維新期の「神仏判然」(神仏分離)や明治四年五月十四日太政官布告第二三四の「神社ハ国家ノ宗祀」といふテーズ(国家的公共性の確認)に基づく「神官世襲廃止」(但し、後年には実質的に世襲に復した神社も数多い)を経過した近代の神職においては、近世神職の「本所」(家元的存在)であつた神祇道家としての吉田・白川両家支配からの脱却、別当・社僧・供僧の還俗(復飾)による神職への転身・奉仕形態の変化、旧来社家の継統と社家以外の人物の神職任用、不採用とされた「婦人(女性)神職」(後に再評価)、神社間或いは行政庁と神社との間における人的異動、神官・神職の同職兼務、他職業(小学校教員など)と神職の兼務など、近世的な奉仕形態とは全く異

質で近代的な神社祭祀の奉仕者へと転換がなされてゐたことに十分注意しなければならない。

とりわけ、近代的な神社の「神職」に任用されるためには、原則として、「官国幣社神職試験」〔神職高等試験〕及び「神職尋常試験」や地方庁における「社司社掌試験」、皇典講究所（本所）と皇典講究分所における「国学に関する学力」の検定「学階試験」によつて「職業資格の認定」付与を受けること、或いは、神宮皇學館や國學院大學、または地方神職養成機関の課程を卒業または修了することが求められてゐたのである。このやうに神職になるためには、「資格試験」や「教育機関による養成」といふ極めて近代的なプロセス（選抜過程）を経る必要があつたこと（明治三十五年の勅令第二八号「官国幣社及神宮神部署神職任用令」や内務省令第一〇号「府社県社以下神社神職任用規則」）は、教育史的観点から見て特に重要である。¹³⁾

（2）地方神職養成機関の多様な形態

本稿で特に注目するのは、皇典講究分所や地方神職会などを経営母体とする「地方神職養成機関」である。昭和戦前期に皇典講究所（本所）が作成した「学階無試験検定認定神職養成所一覽（昭和一四年調）」及び「地方神職養成機関一覽（本所認定）」¹⁴⁾では、地方神職養成機関の経営者、設立年、修業年限、入学資格、学科時数、生徒数、授与学階（卒業特典）、経費が一覧出来る。入学資格は、各機関の学科の種類（予科、本科、専修科、専攻科、教習科、研究科）や修業年限（一〜三ヶ年の間）、学科時数（十八〜三十七の間）、授与学階（一等乃至二等の司業）の種類を組み合はせによつてそれぞれ区々であり、中学校卒、中学三年修

了、高等小学校卒業程度の場合があつた。なほ、当時の生徒数は京都國學院の八十九人が最大、島根県皇典講究分所神職養成部の五人が最少であつた。

①各「分所」が経営 〓「京都國學院」、「秋田県皇典講究分所神職養成部」、「島根県皇典講究分所神職養成部」、「山口県皇典講究分所神職教習部」

②各県神職会が経営 〓「愛知國學院」、「愛知國學院附設臨時神職養成部」、「宮城県神職会神職養成部」、「山口國學院」、「愛媛國學院」、「熊本國學院」

③県神職会と「分所」が共同経営 〓「長崎県神職養成所」

④県神社協会が経営 〓「福岡皇國學院」

⑤個人経営 〓「大社國學院」（千家尊統）、大分県神職会委託「騰宮學館」（林正木）

一口に「地方神職養成機関」といつても、非常に多彩な形態を持つてゐた。¹⁵⁾この一覽には記されてゐない養成機関も多くあり、現在の研究段階では正確な数も把握出来てゐない。

そもそも、「神職会」でさへ、その成立事情や時期は全国各地で様々である。例へば、早い成立事例である京都府では明治二十二年、京都府皇典講究分所において「祠官掌取締局」（神官取締所）を創立する際に議定した「神官取締規程」第壹条に「皇典講究分所内ニ神官取締局ヲ置キ此規程章条ニヨリ祠官掌ニ關スル取締事務ヲ統理ス」とあつたやうに、基本的には同業組合的神職団体としての地方神職会の前身である「神官取締局」は、「分所」を母体として登場して来るのである。¹⁶⁾

「分所」が基軸となつた地方がある一方で、「神職会」が中心となつた地方や「分所」を解消もしくは「神職会」に包含して

しまふ場合もあるなど、近代における地方の「神職団体」そのものが非常に多様性溢れる存在形態を示してゐた。

本稿で用ゐた國學院大學所蔵の關係史料によつていくつかの事例を断片的に見る限りでは、少なくとも各地の「地方神職養成機関」は、その形態は多様であつても、「國學」などを冠した名称や、「皇学」「皇道」「皇典講究」などの設立目的からすれば、皇典講究所・國學院大學の「地方版」たる「国学的教育機関」の性格を色濃く有してゐる。また、中には神職養成のみならず、初等教員養成をも目的にしてゐた機関があつた。

國學院大學所蔵の地方神職養成機関提出学則類に拠れば、①専ら神職養成について明記するもの（宮城県神職会神職養成部、東京府神職会神職養成部、愛知國學院臨時神職養成部、兵庫県皇典講究分所皇典講習科・教習科、島根県皇典講究分所神職養成部、山口県皇典講究分所神職養成部、福岡県神職会神職養成部、福岡県皇典講究分所皇国学院、長崎県皇典講究分所神職養成部）、②神職と小学校教員の養成について明記するもの（愛知國學院、京都國學院、大社國學院、山口國學院、愛媛國學院、大分県神職養成所、熊本國學院）に分けられる。但し、大社國學院では「国民教育社会教化ニ当ルベキ者」の養成、山口國學院では「兼テ社会人心ノ指導啓発ニ当ルヘキ人材ヲ教育スル」と表現されてをり、大分県神職養成所では「師範学校入学受験ニ必要ナル教科ヲ授クル」ことも目的としてゐる。

地方神職養成機関の中には、尋常神職養成と小学校教員養成といふ二つの社会的役割を果たさうとする所も多かったが、その場合、基本的には私立学校令（明治三十二年八月三日、勅令第三五九号）による「各種学校」扱ひの教育機関を設けてゐた。

しかし、さらに一歩進んで国学的中等教育機関たる中学校を設立した事例も見られる。「山口國學院」^⑧は、明治三十四年段階において、旧制の中学校や高等学校程度に準ずるレベルの教育（予科・本科↓後に普通教育部、師範学校や東京の國學院に連絡するための予備教育）を施す国学的中等・高等教育機関であつたが、同四十年以降、県下の小学校教員不足といふ社会的背景のもと、初等教員養成機関（教員養成部）の性格も加へた時期があり、さらには大正三年、本科について「国学」を眼目とする中学組織とするために「私立山口國學院中学」と改称した（以後改称を繰り返し、同十二年に廃止）。同七年には、教員養成部と予科はそのまま「神職養成部」を設置し本科とした（同十三年、これを廃し「神職教習部」を設置）。

また、当初から中等教育機関として創立された事例もある。明治三十一年春、「千葉県皇典講究分所」が飯香岡八幡宮（千葉県市原市鎮座）敷地内に「普通学部」として設立した「飯香岡学館」は、地元知識人で飯香岡八幡宮総代の川上南洞（規矩）の影響か、その設置目的には「神職又は教育官吏タラント欲シ高等学校ニ入学セントスル者ニ必要ナル学科ヲ教授スルヲ以テ目的トス」（千葉県皇典講究分所飯香岡学館学則）とある。以後、「飯香岡普通学館」、「飯香岡普通学校」、「南総学校」、「南総中等学校」と改称・発展して行き、昭和十九年に廃校した。

さらに、明治四十三年に「大阪府皇典講究分所」が改称し財団法人化した「大阪國學院」^⑨は、あへて「学階」授与の権限を放棄して「本所」の統轄から離れ、独自路線の神職養成機関（私立学校令）による「財団法人大阪國學院神職養成部」の設置を構築した極めてユニークな事例である。次第に旧制専門学校

レベルの高等教育機関とその附属中等教育機関の設立構想も浮上し、結局専門学校は設立されなかつたが、大正十二年には「私立浪速中学校」といふ国学的中等教育機関を創立した。これは当時、大阪府の貧弱な中等教育事業を補ふための「社会奉仕の一端」でもあつたが、加へて、「完全ナル普通教育」を経た卒業者を高質な「神職養成」へと接続させ、或いは卒業生を高等教育機関（旧制専門学校や大学）へと連絡させ、さらには初等教育教員など（明治三十三年「小学校令施行規則」以来、中学校卒業者は小学校教員無試験検定の受検資格を有してゐた）の神職に限定されない進路を開拓するといふ人材供給に関はる多様な社会的役割を同時に果たすための学制整備の必然的な結果が、「中学校」設立といふ形態に繋がつたといへよう。⁽⁵¹⁾

五 むすび

本稿では、「近代国学と教育」といふ新たな研究視座の提示を行つた上で「国学的教育機関」に関する検討課題の開拓に努め、中央・地方における国学的教育・神職養成機関の社会的役割とその意義を考察することの重要性を指摘してきた。

しかし、当該機関の質について、実は戦前期においても厳しい意見が出されてゐたことには注意を要する。大正十四年、内務省神社局長佐上信一は、「神宮皇學館に付て云へば、本科卒業生約四百有余名中、僅かに其の八分の一が神官神職となつて居るに過ぎないので、他の大部分は中等学校の教員である。又國學院大學の卒業生約千五百名中、其の八分の一が神官神職となつて居つて、他の大部分は是亦中等学校の教員である」ため、

「世人の目して神官神職教養の最高学府と為して居る是等の諸学校も、学校当局者の意向の如何に拘らず、其の結果から推論して、実は中等教員の養成に力を用ゐて居る」と述べ、さらに皇典講究所神職養成部卒業生の相当数も「神職社会以外に活動して居る者」であることから、「神官神職の教養と云ふことが、斯道界に於ける人物の質と量との改善上から見て、いかに困難なる事業であるかと云ふことを示す」と憂へてゐる。⁽⁵²⁾

また、昭和十年の『神道年鑑』には次の如く記されてゐる。⁽⁵³⁾

講究所分所は今日殆んど全国の各府県に一個所設置されて居るのです、設置の場所は大抵その府県下の或る神社の社務所に置いてあります、併し兵庫、群馬、奈良等の如く、その県庁内の社寺課に置かれてある所もあるのです、主なる事業としては、その地方の神職の子弟が、神職の学階試験を受ける時の試験事務を取扱ふのです、而して学階試験は一等司業と二等司業との試験を行ふので、共に府県社以下の神職の資格を与へる試験です。亦此の分所の中に、高等小学校二年修業の程度位の者を入学させ、二ヶ年乃至三ヶ年位にて卒業させて一、二等司業の資格を与へる所もあります、之れはどうしても教師に適當の者が無く、教師その者の多くが知識徳性に低級にして、教師たるの資格なく、当然その卒業生は甚だ低級の者が出来るのです、殊に徳性の陶冶が非常に不十分にて、之れが神職界全体に甚だ宜しからざる影響を与へるのです。

これは「地方の國學院」についても同様で、「経費も充分でなく、教師も適當の人物なく、参考書籍も買へないのでですから維持も困難であり、卒業者の捌け口も面白くない」といふ。

かかる評価も中央・地方の国学的教育機関の現実であった。即ち今後は、国学的教育・神職養成機関の積極面と消極面をもに踏まへてその社会的役割を複眼的に検討することにより、近代日本社会における等身大の実像を確かめなければならぬ。新たな研究視座としての「近代国学と教育」を活かすも殺すも、具体的な史料に基づく精緻な事例研究の積み上げとそれらの総合的な把握を的確に行ふことにかかつてゐるのである。

註

- (1) 河野省三『国学の研究』（大岡山書店、昭和七年）一頁。
- (2) 拙著『近代国学の研究』（弘文堂、平成十九年）を参照。
- (3) 著作・論文ともに多数あるが、近年では、林淳「近代日本における仏教学と宗教学―多数制度の問題として―」（『宗教研究』第三三三三号、平成十四年）や江島尚俊・三浦周・松野智章編『近代日本の大と宗教（法蔵館、平成二十六年）』が重要な業績である。
- (4) 前掲林淳「近代日本における仏教学と宗教学」や前掲江島尚俊・三浦周・松野智章編『近代日本の大と宗教』なども「神道系大学」の性格や社会的役割は十分に捉へ切れてをらず、「宗教系大学」の範疇内における位置付けには成功してゐない。
- (5) 阪本是丸「明治の神道について―神社の公共性と宗教性―」（東京都神社庁、平成十年）。
- (6) 小島伸之「近代日本の政教関係と宗教の社会参加」（櫻井義秀・外川昌彦・矢野秀武編著『アジアの社会参加―政教関係の視座から―』北海道大学出版会、平成二十七年）を参照。
- (7) 拙稿「神仏分離後の神社と神官・神職」（『神道宗教』第二二八号、平成二十四年）。
- (8) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（山石波書店、平成六年）を参照。
- (9) 明治二十年創立の哲学館（後の東洋大学）では当初、哲学諸科を学ぶ正科以外に副科として「儒学」「仏学」などととも「国学」が設けられてゐた（『東洋大学創立五十年史』東洋大学、昭和十二年）。また、大正十二年創立の漢学者教育機関（専門学校）である大東文化学院（戦後、大東文化大学）では、当初から重要科目として「皇学」を据ゑてゐた（浅沼薫奈「井上哲次郎と大東文化学院紛擾―漢
- 学者養成機関における「皇学」論をめぐって―」（『東京大学史紀要』第二七号、平成二十一年）。「近代国学と教育」といふ視座を用れば、「国学的教育機関」以外における「国学」（皇学）認識にまで視野を広げることが出来る。
- (10) 誤解無きやうに言つておくと、あくまでもこれは方法的な措置であり、決して神社神道や祭祀は本来「宗教」では無いとか、宗教的要素が無いといふが如き本質主義的なことを主張してゐる訳では無い。
- (11) 黒住真「明治初期における「公」的宗教の形成とその倫理」（三谷博編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、平成十六年）、阪本是丸「平田派神道の隆盛と没落」（『環』歴史・環境・文明』六〇、平成二十七年）から示唆を受けた。
- (12) 近年の「国家神道」論については、拙稿「『国家神道』はいかに論じられるべきか―島蘭進著『国家神道と日本人』を読む―」（平成二十三―二十五年度科学研究費助成事業基盤研究（C）「近現代日本の宗教とナショナルリズム―国家神道論を軸にした学際的総合検討の試み―」（研究課題番号：二三五二〇〇七九、研究代表者：小島伸之）研究成果報告書（平成二十六年）で詳述してゐる。
- (13) 前掲拙著『近代国学の研究』を参照。
- (14) 阪本是丸は、「国学者にとつて、（…中略…）皇典講究所こそがいうなればロードス島」と指摘する（『皇典講究所関係出版物に関する一考察』、國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の学術資産を中心に―』弘文堂、平成二十一年）。明治十五年創立の神宮皇學館（明治三十六年に内務省所管の専門学校、昭和十五年に文部省所管の神宮皇學館大學となる）については、『皇學館大學百三十年史 総説篇（皇學館大學、平成二十四年）を参照。阿部秋生「こくがく 国学」（『国史大辞典 第五卷』吉川弘文館、昭和五十九年）六二〇、六二二頁。
- (15) 筆者の関連論考としては、前掲『近代国学の研究』、「皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年）、明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動―『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演』総目録解題―（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年）、明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動（『國學院大學校史・学術資産研究センター紀要』第一号、平成二十一年）、「近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」（『國學院大

- 學校史・学術資産研究』第二号、平成二十二年）、「近代国学と郷土史（由谷裕哉・時枝務編著『郷土史と近代日本』角川学芸出版、平成二十二年）、「近代日本の教育勅語観と神道・国学」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四七号、平成二十二年）、「近代国学と日本法制史」（『國學院大學紀要』第五〇号、平成二十三年）、「皇典講究所・國學院大學における日本法制史の特質」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第四号、平成二十三年）、「近代日本の高等教育機関における「国学」と「神道」（『國學院大學人間開発学研究所』第三号、平成二十三年）、「近代国学と人文諸学の形成」（井田太郎・藤巻和宏編『近代学問の起源と編成』勉誠出版、平成二十六年）がある。
- (17) 筆者も註(16)で示した諸論考で断片的に検討したが、大沼宜規「官吏木村正辞の活動―教科書編纂と沿革調査―」（『近代史料研究』第四号、平成十六年）、秋元信英「明治二十年代、松本愛重の教科書・史学」（『滝川国文』第二八号、平成二十四年）、同「明治初年の修史・教科書・国学者」（『國學院大學北海道短期大学部紀要』第二九卷、平成二十四年）、高橋陽一「日本教育史学の成立と国学―日本教育史略、文芸類纂、古事類苑、日本教育史の關係―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四七号、平成二十二年）なども参照。
- (18) 教育史学会編『教育史研究の最前線』（日本図書センター、平成十九年）、荒井明夫「明治国家と地域教育―府県管理中学校の研究―」（吉川弘文館、平成二十三年）、森川輝紀・増井三夫編『論集現代日本の教育史5 公共性・ナショナリズムと教育』（日本図書センター、平成二十六年）、拙稿「近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営―「公共空間」としての神社境内―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第六号、平成二十四年）、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前―以後―近代神社をめぐる環境形成の構造転換―』（鹿島出版会、平成二十七年）などを参照。
- (19) 天野郁夫『教育と選抜の社会史』（筑摩書房、平成十八年）二七九頁。
- (20) 橋本鉦市編『専門職養成の日本の構造』（玉川大学出版部、平成二十一年）一一〜二四頁。
- (21) 『國學院大學八十五年史』（國學院大學、昭和四十五年）五四七〜五六〇頁。
- (22) 『皇典講究所概要』（皇典講究所、昭和十年）二二二、二四頁。
- (23) 『皇典講究所五十年史』（皇典講究所、昭和七年）九一〜九三頁、『國學院大學八十五年史』史料篇（國學院大學、昭和五十四年）五〇六〜五一七頁。
- (24) 皇典講究所編『古道要義』（皇典講究所國學院大學出版部、明治四十二年）一頁。
- (25) 前掲『國學院大學八十五年史』四九三〜五〇〇、四三八、五〇四、五〇六頁。
- (26) 『皇典講究所第二回評議員会報告 明治三十一年十二月十四日』。
- (27) 前掲拙稿『皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書』を参照。
- (28) 前掲『國學院大學八十五年史』四二七、四三八、五三六〜五四二頁。
- (29) 前掲『皇典講究所概要』一九〜三二頁。
- (30) 戸浪裕之「明治初期の教化と神道」（弘文堂、平成二十五年）を参照。
- (31) 前掲拙著『近代国学の研究』を参照。
- (32) 国立公文書館所蔵『公文録』第二三卷「皇典講究所設立ノ為メ金円下付ノ件」。
- (33) 前掲『國學院大學八十五年史』史料篇「三七頁」。
- (34) 『皇典講究所第一年報』（柳瀬喜兵衛、明治十七年）を参照。
- (35) 当初から高等教育志向で実質的には専門学校レベルでありながら、明治二十〜三十年代初頭においては未だ「各種学校」に分類されてゐたが、東京府の記録では、明治三十三年になって「専門学校」に分類されてゐる（土方苑子『各種学校の歴史的研究―明治東京・私立学校の原風景―』（東京大学出版会、平成二十年、一四一、一四三頁）。
- (36) 前掲拙稿「近代日本の高等教育機関における「国学」と「神道」を参照。
- (37) 『発刊の趣旨』（『國學院雑誌』第一、明治二十七年）。
- (38) 前掲『國學院大學八十五年史』一三九、一四〇頁。『府立四中都立戸山高百年史』（百周年記念事業実行委員会、昭和六十三年）を参照。
- (39) 船寄俊雄・無試験検定研究会編『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』（学文社、平成十七年）を参照。
- (40) 『我が國學院大學』（國學院大學、昭和十五年）四六頁。
- (41) 橋本鉦市「明治・大正期における文学部卒業生の社会的配分と役割」（『大学史研究』第一二号、平成八年）、豊田徳子「戦前期日本の私学における無試験検定による中等教員養成の研究―國學院大學を事例として―」（『大倉山論集』第五一輯、平成十七年）、太田拓紀「大正後期・昭和初期の私学における中等教員養成システム―4私学のカリキュラムと担当教員の分析―」（『論叢』玉川大学教育学部紀要二〇〇九、平成二十年）などを参照。
- (42) 多数あるが、小平美香『女性神職の近代―神祇儀礼・行政における祭祀者の研究―』（ベリかん社、平成二十一年）、畔上直樹『村の鎮守』と戦前日本―「国家神道」の地域社会史―（有志舎、平成二十一年）、

志賀桜子「二十世紀初頭における府県社以下神職（一）（二）―任用をめぐる議論と神社経営の実況から―」（『東京大学日本史学研究室紀要』第一四・一五号、平成二二・二三三年）、藤本頼生「地方神職会会報にみられる神宮大麻頒布の諸相」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四九号、平成二四年）などを参照。

- (43) 児玉九一『神社行政』（常磐書房、昭和九年）一一〇―一六頁、岡田包義『神祇制度大要』（政治教育協会、昭和十一年）二〇七―二一七頁、武若時一郎『神社法』（良書普及会、昭和十八年）一〇一―一〇七頁を参照。但し、試験合格や神職養成機関を経なくとも良い任用条件もあり、例へば、中等学校教員の国史・国文科の教員免許状を有する者や中学校卒業程度の者は、祭式を修めれば神職にされた。阪本是丸は、「戦前においては、神職になるには別段、皇學館、國學院を出なくとも、官吏をしていて、祭式と国語、国典と会計を修めれば尋常神職、高等神職になれて、現実に判任官、奏任官、高等官を経験して神主、大官社の宮司にされた訳です。これは何かといったら、当然、当時の官吏は国家観とか国体への護持という姿勢がある訳で、氏子・崇敬者に対しても根本的にそのような教育がなされてきました。皆が共有していた訳です。つまり、それは国家が社会に対してやっていた」と述べてゐる（『第二十七回神社本庁神道教学研究大会報告』『神社本庁総合研究所紀要』第一五号、平成二二年）。
- (44) 國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所蔵『地方神職養成所二関スル綴』。なほ、「地方神職養成機関一覧」は、前掲『國學院大學八十五年史 史料篇』五〇一―五〇四頁も参照。
- (45) 吉井良晃「古稀記念 回顧隨筆」（吉井良晃、昭和十一年）、生田神社編『生田神社史（国書刊行会、平成十九年）』、『京都府神社庁五十年史』（京都府神社庁、平成十一年）、福島幸宏「近代の神職と神職団体―京都府庁文書による試論―」（『京都府立総合資料館紀要』第三四号、平成十八年）、『大社町史 中巻』（出雲市、平成二十年）、太田正弘「熱田神宮神職養成所」以前の養成機関覚書 一―四（『あつた』第一八八、一八九、一九〇、一九二号、平成十二・十三年）、宮田力松「愛知国学院小史」（宮田力松、平成二二年）、沢井正美「騰宮学館の成立と展開（その1）（その2）」（『西日本工業大学紀要 人文社会科学編』第一〇号、平成六年）、九州教育学会研究紀要』第二三三号、平成七年）などを参照。

- (46) 『京都たより』京都府下神官取締所「神官取締規程」（『會通雜誌』第一三〇、一三一、一三二号、明治二二年）。また、二宮正彰「皇

典講究所と地方神職会との変遷（一）（四）」（『皇國時報』第五六一、五六二、五六三、五六六号、昭和十年四月二十一日、五月一日、五月十一日、六月十一日）も参照。

- (47) 國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所蔵『地方神職養成所二関スル綴』『大正十五年十一月以降 分所養成部規則綴』。
- (48) 伊藤忠芳「凝成館の創設と再興」（『山口県神道史研究』第二号、平成二年）、広田暢久「山口国学院沿革史年表（同）・同」山口国学院異色の教師佐野文夫について」（『山口県神道史研究』第三号、平成三年）、宮崎宏視「教導職廃止以後の教化活動 山口県における神道教化の流れ（二）」（『山口県神道史研究』第五号、平成五年）、山口県神社庁調査研究委員会編『山口県神社庁学神殿先賢神靈略伝』（山口県神社庁、平成十八年）を参照。
- (49) 飯香岡八幡宮所蔵文書。同八幡宮の平澤牧人禰宜より御教示を得た。心より感謝を申し上げる。
- (50) 『財団法人大阪國學院（現・一般財団法人大阪国学院）及び旧制「浪速中学校（現・浪速中学校・高等学校）」については、拙稿「大阪府皇典講究分所から財団法人大阪國學院へ」（『國學院大學校史・学術資産研究』第三号、平成二十三年）、同「大阪國學院百三十年史（一） 財団法人大阪國學院の創立過程」（『浪速文叢』第二二号、平成二十四年）、同「近代における国学的教育機関の社会的役割に関する一考察―財団法人大阪國學院の事例から―」（『日本教育史学会紀要』第五卷、平成二十七年）を参照。
- (51) 一般財団法人大阪国学院所蔵『概要書類』、『昭和二年一月起 浪速中学校二関スル重要書類綴』。
- (52) 佐上信一「神官神職の教養問題」（『神社協会雜誌』第二四年第四号、大正十四年）。
- (53) 神道研究会編『神道年鑑 昭和十一年版』（弘道閣、昭和十年）五四〇、五四一頁。

【附記】本稿は、日本学術振興会平成二十七年科学費助成事業（基礎研究（C）「国家神道と国体論に関する学際的研究―宗教とナショナリズムをめぐる「知」の再検討―」（研究課題番号・一五K〇二〇六〇、研究代表者・藤田大誠）による研究成果の一部である。

（ふちたひろまさ 國學院大學人間開発学部健康体育学科准教授）